

宮崎県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）
（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

宮崎県において、イノシシは県下全域に生息しており、農林作物への被害額は平成 24 年度の約 5 億円をピークに令和 5 年度は約 1 億 2 百万円と減少傾向ではあるものの、未だ深刻な被害が続いている。

また、令和 7 年 4 月に本県において、野生イノシシから豚熱の陽性が確認されたことにより、感染拡大対策として、イノシシの捕獲強化が必要である。

このような状況を踏まえ、本県では「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）」を策定し、イノシシによる農林作物への被害額を令和 8 年度までに 9 千万円以下にすることを管理目標としている。

この目標を達成するため、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、当事業により集中的に捕獲を実施することにより、捕獲の強度を高める。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

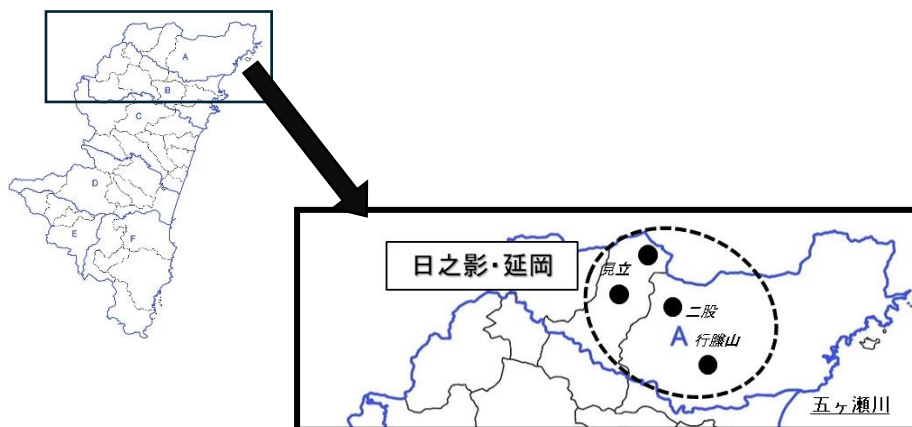
3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
日之影・延岡	令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 うち、捕獲作業を行う期間：令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
日之影・延岡	見立地域（日之影町） 二股鳥獣保護区、行徳山 鳥獣保護区（延岡市）	生息密度が高く自然生態系の保全 が必要な鳥獣保護区及び農林作物 被害が多い地域において、集中的 に捕獲を行う必要があるため。	県指定鳥獣保護区 （特別保護地区除 く）、国有林

事業実施区域位置図



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
日之影・延岡	捕獲数 53 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
日之影・延岡	わな猟	受託者と調整の上、決定する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。 ア 関係者等との調整 関係市町村、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図る。 イ 捕獲等の実施 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。 ウ 安全管理 受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。 事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。 エ 捕獲した個体の回収・処分方法 捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。 オ 錯誤捕獲の場合の対応※ ㍑ ニホンジカ※、イノシシ以外の獣（次項 イ）を除く）が捕獲された場合は、放獣する。 ㍒ 有害獣又はアライグマ等の特定外来生物が捕獲された場合は、殺処分とする。 なお、アライグマ等が捕獲されることが十分想定される場合は、予め所要の手続きをとるものとする。 ㍓ ニホンカモシカが錯誤捕獲された場合は、受託者は速やかに県に連絡し、その指示に従うものとする。 カ 捕獲情報の収集及び評価 受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。 捕獲事業の実施による効果については、当該地域（市町）の農林水産被害額の調査結果により検証する。
--

※同箇所ではニホンジカの捕獲を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

〔実施主体〕 宮崎県 〔実施方法〕 実施計画の策定・検討：直営 被害状況等の調査：直営 捕獲、捕獲個体の搬出・処分：委託（認定鳥獣捕獲等事業者等） 捕獲情報等の収集・整理・検討：直営 事業評価・検証：直営

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・地域住民や関係者に対し、事業内容について十分な周知を図る。
- ・入込が多い場所での捕獲は避けるなど、捕獲場所の選定について十分な配慮を行う。
- ・わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示等を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地では、捕獲は行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃刀法、電波法等の法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・捕獲情報や作業記録等の情報収集を徹底し、分析、評価を行い次年度以降の実施計画に反映させ、効率的な管理を推進する。
- ・捕獲方法、捕獲した個体の処分方法は、できるだけ自然生態系に影響のない方法を検討する。
- ・ニホンカモシカの生息が想定される場所では、錯誤捕獲がないよう十分な配慮を行う。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。